

学校法人加茂暁星学園 新型コロナウイルス感染症対策にかかる基本方針

2020年3月9日作成
2020年3月11日変更

(趣旨)

- 1 この基本方針は、学校保健安全法に定める第一種感染症とみなされたことに伴い、学校保健安全法第4条^{※1}により必要な措置を講じるものとします。

(基本的な感染症対策の徹底)

- 2 教職員は、手洗い、咳エチケット、不要不急な外出を控えるなどの基本的な感染症対策を徹底します。また、教職員は、同様に生徒、学生に指導します。
- 3 学内における会議、打合せ等は極力、延期、中止、時間短縮、メール等による方法により行います。
- 4 教職員及び生徒、学生の海外渡航は、原則として自粛します。留学生の母国への一時帰国及び日本への再入国は、感染防止の観点から学校長は慎重な判断をします。

(日常の健康管理や発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応)

- 5 教職員は、出勤前に検温の実施など日々の健康状態の把握に努めます。また、教職員は、同様に生徒、学生にも指導します。
- 6 教職員及び生徒、学生が発熱等の風邪の症状が見られるときは無理せず自宅で休養するよう指導します。

(環境の保持)

- 7 消毒液の設置、施設の換気など適切な環境維持に可能な限り努めます。

(諸行事の対策)

- 8 感染拡大の防止という観点から、諸行事の必要性を見極め、規模の縮小、時間短縮、中止または延期を検討します。そして、その情報は、各学校のホームページ等により周知します。

(学園内から感染者が出た場合の対応)

- 9 生徒、学生又は教職員が感染した場合は、緊急に対策本部を招集し、対応を協議します。

(その他)

- 10 この基本方針以外で、各学校の状況により学校長が必要と判断した場合は、学校長の判断によるものとします。

※1 学校保健安全法第4条〔学校保健に関する学校の設置者の責務〕学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。